

社員の不正が原因でも重加算税になる？

Q&A

Q：知人の会社に税務調査が入り、経理担当社員が売上を隠して不正に経理し、これを横領していたことが発覚したそうです。税務署は売上隠しということで重加算税をかけました。一方、その会社は「社員が勝手にやった不正なので、当社も被害者」と主張し、争いになりました。この場合、どうなるのでしょうか？

A：恐らく、この会社は「従業員が横領の発覚を恐れて、不正に経理した」「会社が調査しても発見できないやり方だった」「現金管理なども任せきりにしていない」というような意見で、重加算税が不当だと主張していると思われます。

このケースの論点は「従業員が勝手にやった不正でも、会社の不正になるか？」というところにあります。

しかし、この例ですと次のようにも解釈できます。

「従業員は経理という重要なポストにいた」

「不正は長期にわたり、現金出納帳などを確認すれば把握が可能だった」

「会社側はその確認を怠った」

こうなると、従業員の不正＝会社の不正と考えることが合理的となり、重加算税は免れない可能性が高いでしょう。

社員に任せることは大切ですが、放置しないで一定のチェックを施すことを忘れてはいけません。特に経理に関しては、経営者の確認は欠かせないでしょう。